

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和7年10月9日
株式会社あそしあ少額短期保険

令和7年台風第22号に伴う災害により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」について、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。
担当窓口：0120-953-827
受付時間：月～金午前9時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

事故受付：0120-936-058 (AI電話事故受付)
受付時間：24時間365日対応
今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
東京都	10月8日	島しょ利島村（とうしょとしまむら） 島しょ新島村（とうしょにいしまむら） 島しょ神津島村（とうしょこうづしまむら） 島しょ三宅村（とうしょみやけむら） 島しょ御蔵島村（とうしょみくらじまむら） 島しょ八丈町（とうしょはちじょうまち） 島しょ青ヶ島村（とうしょあおがしまむら）

以上